

東京三弁護士会合同研修

「家事事件手続法の制定を契機とした家事事件手続の在り方」

(一般調停・別表第二事件の調停運用を中心に)
～当事者の紛争解決能力向上のためにできること～

本稿は、2012年11月16日開催された東京三弁護士会合同研修の
担当会である第一東京弁護士会が、同会の会報（平成25年1月号）
に掲載した内容を同会の許可を得て、LIBRAに転載したものです。

東京三弁護士会研修協議会委員
第一東京弁護士会会員

田村 彰浩 (57期)



はじめに

平成24年11月16日午後6時より、東京家庭裁判所の本多智子裁判官（52期）を講師にお招きし、弁護士会館2階「クレオ」及び3階会議室（サテライト室）にて、東京家庭裁判所の御協力のもと、東京三弁護士会主催による「家事事件手続法の制定を契機とした家事事件手続の在り方（一般調停・別表第二事件の調停運用を中心に）～当事者の紛争解決能力向上のためにできること～」研修会が開催されました。

東京三弁護士会では、家事事件手続法の平成25年1月の施行に向け、東京家庭裁判所と綿密な意見交換を重ねてきたところであり、また、各単位会において個別の研修会が開催されるなど準備が進められてきたところですが、施行にあたり、手続の進行役、さらには審判の主体たるお立場にある裁判官より、家事事件手続の在り方や家事事件手続法の運用について御講演いただくべく、本研修会を開催した次第です。

2時間という限られた時間の中、本多智子裁判官からは、家事事件手続法のもとでの当事者の手続保障の具体的方策として、「定型書式の目的と利用」、「双

方当事者本人立会いのもとでの手続説明」、「事件類型に応じた書面等の提出方法等」の3つのテーマを中心に、具体的且つ懇切な御講演をいただきました。

本研修会の目的

冒頭、第一東京弁護士会の樋口一夫会長（開催当時 ※平成24年12月22日逝去）が挨拶され、本研修会の目的が、東京三弁護士会の会員にとって重要な弁護士業務の一つとなっている家事事件について、今般、新たに家事事件手続法が施行されることに伴い、手続の内容、手続を利用するに際しての準備、実際の手続進行等について、弁護士として知識習得・技量研鑽に努め、今後も積極的に家事事件に取り組んでいただくことにあることを説明された上、かかる知識習得・技量研鑽は各会員にとって極めて有益であることが述べられました。当日は、東京三弁護士会から約730名の会員が参加され、大盛況の研修会となりました。

そこで、以下では、本多智子裁判官に御講演いただいた内容の要旨を御紹介申し上げます。

「家事事件手続法の制定を契機とした家事事件手続の在り方」

(一般調停・別表第二事件の調停運用を中心に)
～当事者の紛争解決能力向上のためにできること～

本多 智子 裁判官

1 家事事件手続法(以下「新法」という。)の 施行に当たって

- (1) 新法は、家事事件の手続を国民にとって利用しやすく、現代社会に適合した内容とするために制定され、平成25年1月1日から施行される。

新法には、手続の柔軟性を維持しながら、訴訟手続と同様の手続規定が設けられており、当事者にとって、自己の権利を実現するための手続保障が強化されたといえる。

裁判所としては、この手続保障を、実のあるカタチにしていくために、個々の事件の類型、事案の内容や当事者の特質等に応じて、当事者に、適切な情報提供や支援をしていく必要がある。これにより、当事者自身が、自己の身分やこれに関する財産関係に生じた問題を主体的に解決しようとする姿勢、意欲や紛争解決能力を育み、調停終了後の安定した家族関係、家庭生活を継続的に実現していくための一助になるものと考えている。東京家庭裁判所(以下「東京家裁」という。)においては、従来より「当事者の紛争解決能力の向上」を大きな柱として、運用改善、個々の家事事件の解決に取り組んできており、新法施行を契機に、手続保障の充実の観点から、さらなる検討を深めていきたい。

- (2) 東京家裁では、新法の円滑な施行を図るため、平成24年9月から段階的に、新書式の試行を始め、新書式による申立書の写しの送付、答弁書の事前提出等、新法の趣旨を踏まえた運用を行っている。現在は、試行状況の検証結果をも踏まえ、施行後の運用方針等を検討、準備しているところである。これから説明する内容は、施行後当面の間の運用方針であり、施行後、実際の運用状況を検証しながら、問題点の洗い出しや改善等を行うことが十分

予想される。

以下2から5までは調停手続に関する説明であり、6は別表第二事件の審判手続に関する説明である。

2 定型書式の作成目的及び種類等

- (1) 新法においては、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかな場合を除き、原則として、申立書の写しが相手方に送付され、手続の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められるときは、申立てがあったことを通知することで申立書の写しの送付に代えることができるとされている(法256 I。なお、別表第二事件の審判についても同様の規定がある(法67 I。))。本条の趣旨は、相手方に調停で話し合うテーマや内容をあらかじめ知らせることにより、一定の準備をして調停期日に臨むことが可能になるという相手方への手続保障にあり、これにより、第一回調停期日の充実が期待できると考えられる。他方で、申立書の内容如何によっては、相手方の出頭確保が困難になったり、話し合いによる解決を円滑に進めることに支障を生じる可能性も否定できない。

そこで、東京家裁においては、第一回調停期日の充実と円滑な手続進行とのバランスを図るため、調停手続の開始段階において当事者双方が最低限共有しておくべき情報と、円滑な調停手続の進行のためには必ずしも開始段階において共有する必要のない情報とを区別して、前者については相手方へ送付することになる申立書に、後者についてはそれ以外の書面に振り分けて提出していただくことを考えて、主要な事件類型ごとに各種の定型書式を作成した。

- (2) 調停事件について整備されている定型書式の種類等は、【別紙1】(51頁掲載)のとおりである。今後、施行までに、東京家裁のホームページに、ワード又はエクセルファイルで掲載する予定である。なお、現在は、試行期間中に利用する各種定型書式がホームページに掲載されているので参考にして欲しい。

3 各定型書式の趣旨、概略及び書式利用のメリット

(1) 申立書及び申立人手続代理人等目録

ア 申立書には、当事者及び法定代理人の他、申立の趣旨及び理由(申立てを特定するのに必要な事実)、事件の実情を記載する必要がある(法255Ⅱ、家事事件手続規則(以下「規則」という。)127、37Ⅰ)。申立書書式は、第一回調停期日までに、相手方に伝えるべき必要かつ十分な情報を事件類型ごとに整理して、項目を立てている。手続代理人を選任していない本人でも簡便に作成することができるよう主にチェック方式を採用している。また、手続代理人が本書式を利用し易くするため、本書式の添付書式として、「申立人手続代理人等目録」を作成した。申立書冒頭の「申立人(法定代理人など)の記名押印」欄に手続代理人1名の記名押印をした上で、事務所の住所等、その他の手続代理人は別紙のとおりなどと引用して、同目録を使用していただくことを想定している(なお、申立書に1名の手続代理人の押印があれば、目録にその他の代理人の押印をしていただく必要はない)。

イ 東京家裁では、第一回調停期日の充実を目指して、期日前に相手方に申立書の記載内容に対する相手方の意見を記載した「答弁書」の提出を求める予定である(後述)。申立書の記載事項を的確に整理することは、相手方の答弁書作成の負担を少なくしながら、的確な意見が提出されることが期待でき、調停委員会において、第一回調停期日前に、おおよその対立点などを把

握して進行方針を立てておくことができる。また、申立書の記載事項を整理することは、徒らに相手方の感情を刺激し出席しないとか、出席しても殊更に感情的になって話し合いが進めにくくなるという事態を回避する上でも有益といえる。

ウ 住所記載上の留意点

家事事件においては、申立人が相手方からDV(ドメスティックバイオレンス)の被害を受けている等、申立人の連絡先を相手方に伝えるべきではない事件が一定数存在する。他方、申立人の特定観点からは、住所の記載は必要であり、空欄のまま提出することは認められない。申立人を保護する必要がある事件については、例えば、住民票上の住所、過去に相手方と同居していた際の住所など、相手方に知られてもよい住所を記載することになる。なお、訴訟と異なり申立書に送達場所を記載する必要はない(規則25参照)。

また、離婚調停において年金分割の付随申立てをする場合、申立書に年金分割のための情報通知書の写しを添付する必要がある。相手方にも同様に同通知書の写しが添付された申立書の写しが送付されることになるため、相手方に住所を知られたくない場合には、同通知書に記載された住所をマスキング処理した上で提出する必要がある。

また、委任状には、情報管理の観点から秘匿を希望する住所の記載を避け、申立書記載の住所を記載すれば足りることから、後述の「非開示の希望に関する申出書」を添付することは想定していない。

エ 申立書の役割(申立書の写しを相手方に送付することの意味)

申立書の写しの送付は、相手方への手続保障を通じて調停の充実や審判移行後の適切な審判運営という目的を指向して運用していく必要がある。また、申立人において、相手方が読むことを前提として申立書を作成することを通じて、調停とは相手方が存在し、相手方との間で合意を形成することを目的とする手続であり、相手方に自分の意見を的確に伝えながら、話し合いに誘うた

めの記載の在り方はどのようなものかという「話し合いのためのスタートライン」を意識する機会としてとらえることができるものと考ええる。

東京家裁としては、施行後の運用状況を検証して、上記の観点から、本申立書書式の内容の改善を検討することを考えている。手続代理人の視点からのご意見もお聴かせいただき、ご協力をお願いしたい。

(2) 事情説明書

ア 東京家裁では、従前も、申立書とともに、申立ての内容に係る事情と進行に関する意見等を記載した申立書付票の提出を求めている。新法においては、申立書付票の記載事項から、後述の「進行に関する照会回答書」に記載すべき内容を除いた上で、必要な事件類型ごとに内容を整理した本書式を作成した。本書式に、申立ての内容に係る事情（必ずしも争点には関連しないが裁判所において審理・調整を円滑に進めるために認識しておく必要がある基礎的情報も含む。）を記載して申立書とともに提出する必要がある（前述のとおり、第一回調停期日前までに、当事者双方が共有すべき情報とまではいえないため、調停手続では相手方に送付することは予定していない。）。また、夫婦関係調整事件については、全件で提出する「事情説明書」の他に、当事者間に未成年の子がいる場合には「子についての事情説明書」を提出する必要がある。子の状況や意思を把握・考慮しながら、面会交流など子に関する事項を的確に調整していくことの重要性を踏まえ、子に関する情報を早期に収集するための書式である。

なお、第一回調停期日までに、より詳細な事情等を説明したい場合に、別途、いわゆる主張に関する書面や陳述書を提出することは差し支えない。

イ 本書式について閲覧・謄写許可申請がされた場合には、調停の具体的な進行状況等を考慮して、閲覧・謄写申請が許可されることがある。所定の記載事項の内容に照らし、「非開示の希望に関する申出書」を添付することは想定していないため、相手方が見る可能性があることを考慮して、差し

障りのない範囲で、記載内容を工夫するなどの配慮をするのが望ましい。

(3) 答弁書

ア 事件類型ごとに、申立書の「申立の趣旨」、「申立ての理由」の記載内容についての相手方の意見を記載する書式である。前述のとおり、相手方に、申立書の写し、第一回調停期日通知書等とともに送付し、期日の1週間前に提出していただくことを予定している。答弁書の提出は法律の義務ではないが、相手方において、記載の負担をできるだけ少なくしつつ、出頭を確保し、第一回調停期日の充実を図ることを目的としている。

イ 本書式について閲覧・謄写許可申請があった場合には、所定の記載事項の内容に照らし、申立人が知ることにより特段の支障が生じるとは考えがたいことから、閲覧・謄写が許可されることは十分考えられる。

(4) 連絡先等の届出書

ア 前述のとおり、申立書の写しが相手方に送付されることから、申立書には必ずしも当事者の現住所が記載されない可能性があり、電話番号の記載欄もない。そこで、裁判所において、当事者の実際の連絡先を把握するために提出を求める書式である。住所を含む連絡先に関する情報管理を適正かつ円滑に行うため、住所を秘匿する必要がない場合や弁護士事務所が連絡先となる場合でも、一律に連絡先等の届出書の提出を求める。手続代理人の利用し易さを考慮し、本書式には、委任状記載の弁護士事務所の住所、固定電話のチェック欄を設けている。なお、電話会議システムを利用する場合には、この法律事務所（弁護士事務所）の連絡先（固定電話）を使うことになる。

イ 本書式に記載した住所や電話番号の非開示を希望する場合には、後述の「非開示の希望に関する申出書」を添付する必要がある。同申出書が添付されている場合には、原則として、閲覧・謄写を許可しない扱いとする。

(5) 進行に関する照会回答書

ア 当事者双方の出席の見通し、希望する曜日、

警備の要否判断に必要な情報等、調停進行上参考となる事情を記載する書式であり、申立時及び答弁書提出時に双方当事者に提出を求める。後述する「双方立会手続説明」における双方立会いについて支障がある場合には、他方当事者による暴力の事実や内容等を具体的に記載することになる。

イ 本書式は、あくまでも裁判所が進行に関する当事者の意向・希望等を事前に把握するための書面であり、閲覧・謄写許可申請の対象とはしない扱いとする。

(6) 非開示の希望に関する申出書

ア 新法により閲覧・謄写の規律が整備されたことや住所などの情報管理の適正化のために作成した書式である。

当事者が、提出しようとする資料について、他方当事者等への非開示を希望する場合には、閲覧・謄写が許可される可能性を説明した上で、提出の要否やマスキング処理の検討を促すことになる。その上で、なおマスキング処理では足りない資料を提出する場合には、本書式に非開示を希望する理由を記載した上で、本書式の下に非開示希望の資料をステープラー（ホチキスなど）で留めて一体にして提出する。ファクシミリによる提出は、対象資料と本書式の一体性が確保できないため認められない。同様に、本書式に留意事項として記載されているとおり、本書式は非開示を希望する資料ごとに1通ずつ添付する必要がある、また、非開示希望部分をマーカーで色付けするなどして特定する必要がある。

イ 婚姻費用、養育費、財産分与、遺産分割等の経済事件は、収入・資産に関する資料が中心となり、当事者が相互に資料を交換して話し合いを進めるべきものであるから、これらの事件類型を中心として、過度の非開示希望の申出をすることは、事実関係の的確な把握や円滑な手続進行を阻害する可能性がある。本書式を添付したとしても閲覧・謄写が許可される可能性があることを含め、真に秘匿する必要がある資料かどうかを十分

考慮した上で、本書式の利用の相当性を検討することが望ましい。閲覧・謄写の運用方針については後述する。

(7) 手続説明書面

当事者に調停手続を十分理解した上で、手続行為を行っていただくために、資料提出に関するルール（申立書の写しが送付されること、審判の資料になりうること、他方当事者に開示される可能性があること、事件類型に応じて他方当事者に交付するための資料の写しを提出する必要があることなど）、手続の流れ（後述の「双方立会手続説明」も含む。）などについて、事件類型ごとにこれらの事項を分かりやすく説明した書面である。申立人用と相手方用があり、申立人には手続案内時又は申立時に交付し、相手方には第一回調停期日通知等に同封して送付する。調停期日において調停委員会から手続の説明を行う際に利用するため、各期日に持参する必要がある。

予納郵券の額、事件類型に応じた書面の提出方法など、東京家裁における運用を記載しており、当事者本人のみならず、手続代理人や法律事務所事務員にとっても有益な書面であり、一度は必ず目を通していただきたい。

また、「連絡先等の届出書」及び「非開示の希望に関する申出書」は、前述のとおり手続上重要な書面であるため、東京家裁では、これらの書面の記載方法、提出方法等を記載した書面（「家事事件の申立てをする方へ」・「家事事件の相手方となった方へ」）を別途作成し、本書面とともに当事者双方に交付している。

(8) 各定型書式のメリット

定型書式を利用することにより、当事者は、簡易・迅速に準備を進めることができる。また、裁判所において、申立書の写しの送付の相当性の判断や、期日指定等の準備を速やかに進めることができ、迅速な手続進行が期待できる。さらに、申立書の記載に対応する内容の答弁書が提出されることにより、調停委員会において、事案の概要の把握がしやすくなり、第一回調停期日から、対立点を意識した聴

き取り、調整が可能となる。書式作成の趣旨や上記メリットを踏まえ、手続代理人においても、各定型書式をアレンジせずに利用していただきたい。

4 双方当事者本人立会いのもとでの 手続説明(以下「双方立会手続説明」という。)

(1) 双方立会手続説明の概要等

ア 新法の趣旨である手続保障を具体的なものとするためには、当事者が調停手続そのもの、調停の進行予定、他方当事者の主張や対立点、次回期日の進行の見通しなどを的確に理解することが重要であり、これにより当事者において主体的に合意形成を検討し、合意による紛争解決の促進を実現することができるものとする。前述の「手続説明書面」の交付もその一つの方策として位置づけられるが、さらに具体的な事案と進行状況に応じた情報提供等をしていく必要がある。

当事者が手続の透明性、調停委員会を含む裁判所の公正、中立性を実感することによって裁判所に信頼をもっていただくこと、手続に主体的に関与し紛争解決に向けて必要かつ十分な情報を共有すること、調停には他方当事者が存在し、かつ他方当事者との合意形成が重要であることを十分に認識していただくため、これらの手続説明、進行確認等を双方当事者立会いのもとで行うことが効果的である。

イ そこで、東京家裁においては、具体的な支障のない事件について、各調停期日の開始時及び終了時、双方当事者本人に同時に調停室へ入室していただき、調停委員会において、手続の説明や進行確認等を行うことを予定している(双方立会手続説明)。調停委員会の公正さや中立性を実感していただくため、手続代理人を選任している場合でも、同様に、当事者本人の立会いを求める予定である。

具体的な説明内容は、事案の性質、進行状況等に応じて当然異なるが、一般的には、①各期

日の開始時には、調停の概要(初回のみ)、調停の進行予定(初回期日は合意形成までの具体的なプロセス、続行期日は当該期日の進行予定)、事件類型に応じた検討事項の説明等を、②各期日の終了時には、当該期日で議論した内容の確認、次回期日の検討課題と準備事項、資料の提出方法や閲覧謄写の取扱いに関する説明を行うことになる。一部の事件については、事件類型に応じた進め方を説明したチャート図を用いて進行方針についての説明を行う。

新法施行後は、閲覧・謄写の規律等の手続に関する説明事項が増えることから、当事者に過度の負担を与えないよう配慮しつつ、正確な理解を促すために、前述の「手続説明書面」を利用して、調停委員会による口頭の説明を補充することとしている。なお、双方当事者本人立会いのもとで手続の説明を実施することにより、個別にこれらを行う場合と比べ、説明に要する時間が短縮され、効率的に調停を進行させることも期待できる。

以上のように、双方立会手続説明は、もっぱら調停委員会から、手続に関する説明等を行う場面であり、当事者から事情や意見を聴取する場面ではない。当事者を同席させた上で、事情聴取や話し合いを行う、いわゆる「同時調停」とは、目的や性質を異にするものである。

また、調停における手続保障の具体的方策としての双方立会手続説明は、当然のことながら、訴訟や審判という手続保障と同じものを指向するものではない。双方立会手続説明は、当事者の主体的な合意形成の促進を目指す前提として、手続の透明性を確保して、当事者双方が、紛争の対立点や提出資料の内容、今後の進行予定などをきちんと認識する機会をもつことを保障する重要な方策であり、これにより、訴訟や審判による解決では得ることができない、法的処理を超えた当事者の納得による将来に向けての創造的解決が可能になると考えられる。

(2) 双方立会手続説明の実施方針

ア 前述の双方立会手続説明の趣旨によれば、全

事件について実施することが望ましいといえるが、他方で、具体的な支障があり立ち会うことができない当事者や、特に初回期日に緊張して臨む当事者がいることに配慮する必要がある。また、当事者や手続代理人の間で、家事調停は他方当事者と顔を合わせる必要がないという認識が相当程度あるという事情も聴かれるところである。

東京家裁としては、具体的な支障を的確に把握して、実施の可否を適切に振り分けること、当事者に不意打ちになったり、無用な不安感を与えないよう、その趣旨や手順などを十分に説明することとしている（前述の「手続説明書面」において、双方立会手続説明の実施を案内している。）。双方立会手続説明の実施に支障がある場合には、前記のとおり、「進行に関する照会回答書」に、具体的な事情を記載して、速やかに提出して欲しい。全事件について、一律、硬直的な実施を目指すものではなく、柔軟に対応しながら、具体的な支障がある事件を除いて、着実に実施できる範囲を広げていきたいと考え、東京三弁護士会の委員の方々との意見交換を踏まえて、導入後から当面の間の実施方針を検討してきたところである。

イ 東京家裁では、この実施方針を職員（調停委員も含む。）に説明し、認識を共有した上で、平成24年10月1日以降に申立てがあった事件で、問題のない事案について、双方立会手続説明を開始している。中には、双方立会いについての具体的な支障は窺えないものの、心情的な理由で拒否反応を示される当事者もあり、そのような場合には、第一回調停期日の開始時の双方立会いは見合わせ、その後、事情聴取等を経て、当事者が調停の雰囲気慣れてきた段階で実施を検討するなどの柔軟な対応をしている。

複数の対立点があり進行が難航していた事案で、調停委員会から、双方当事者本人立会いのもとで、進行方針に関する説明を行って理解を求めたところ、その後の進行がスムーズになり迅速な紛争解決につながったケースがあり、主体的な合意形成を促進するという効果を実感する場面も

みられるところである。新法施行後も、同様に、一律的な実施を目指すものではなく、実績やノウハウを蓄積しながら、具体的な支障のない事件について円滑に実施できるよう努めたいと考えている。手続代理人の理解と協力が不可欠であり、是非、協力をお願いしたい。

(3) その他調停手続等に関する主な改正内容

調停に代る審判（法284）、子の意思の把握（法65、258）、参加に関する規定（法41、42、235、252等）、電話会議システム等の利用（法54、258）、家裁調査官及び家事調停員の除斥（法16）、保全処分申立てについての本案係属要件（法105）、高等裁判所における調停（法274Ⅲ）。

5 調停手続における書面の提出方法及び閲覧・謄写の運用等

(1) 「主張」書面及び「証拠資料」の提出方法

ア 事件類型に応じた書面の提出方法

東京家裁では、前述した事件類型ごとの進め方チャート図を用いるなど、事件類型に応じた調停手続の運営を目指しており、当事者には、事件類型に応じた書面の提出を求める予定である。例えば、婚姻費用、養育費、財産分与、年金分割、扶養、遺産分割などの、いわゆる経済事件は、早期の段階から収入関係資料や財産関係資料に基づいて話し合いを進めていくことが、より公正、迅速な紛争解決につながるため、これらの事件については、裁判所提出分だけでなく、他方当事者交付用の書面（いわゆる「主張」に関する書面やいわゆる「証拠」資料）の提出を求める取扱いである。事件類型ごとに作成されている「手続説明書面」に、具体的な提出方法が記載されている。【別紙2】（52-53頁掲載）は提出通数等をまとめた一覧表であり参考にいただきたい。

イ いわゆる「証拠」資料の提出方法と資料説明書の活用

現在も、事実関係の的確な把握、公正、迅速

な合意形成を促進するため、裁判所において、必要に応じて、当事者に「証拠」資料の提出を求めている。今後は、裁判所及び当事者双方が、資料の内容を適切に理解し、また、提出された資料の管理を的確に行うため、事案の内容や進行状況、当事者の属性等に応じて、比較的早期の段階から、「証拠」資料に、甲（申立人提出分）、乙（相手方提出分）の符号と、通し番号を付けて提出するとともに、その資料の趣旨や内容等を簡潔に説明する「資料説明書」（民事訴訟で提出される「証拠説明書」に準じたものである。）の提出を求める予定である。非開示の申出書を添付した資料を提出する場合にも、同様に、符号、番号を付し、資料説明書を作成する必要がある。複数の関連事件が同時に進行している場合には、各事件ごとに、同様の方法で、「証拠」資料を提出することになる（「主張」書面も同様。）。

手続代理人が選任されている事件は、紛争性が高く、提出される資料もある程度の分量になる事案が多いため、全件について「証拠」資料の符号、番号の記載、「資料説明書」の提出をお願いしたい。なお、当事者及び関係人の戸籍謄本など身分関係を示す資料は、符号や番号を付したり、資料説明書を作成する必要はない（ただし、遺産分割を除く。）。

このように、調停段階で、「証拠」資料を適切に整理しておくことにより、審判手続に移行した段階で、「証拠」資料を再び提出する必要がなくなり、また、裁判所及び当事者において、審判に引き継ぐべき「証拠」資料を精査することも簡便になり、スムーズな手続運営が期待できる。

（2） 閲覧・謄写の規律と運用方針

ア 調停事件の記録については、「相当と認める」場合に、閲覧・謄写が許可される（法254Ⅲ。ただし合意に相当する審判事件を除く。）が、審判手続に移行し、調停時に提出した「主張」書面や「証拠」資料について「事実の調査」がされた場合（事実の調査については後述する。）には、当該書面等は、審判事件の記録となり、法47条

4項の列挙事由に該当しない限り、閲覧・謄写が許可されることになる。

定型書式に関する閲覧・謄写の運用方針は、前述のとおりである（別紙2も参照のこと。）。ただし、この方針は、定型書式の趣旨に沿った内容が記載されている場合の事件係属中における一応の方針であり、最終的には、個々の事件において提出された書面の内容、事件の進行状況等に応じて、上記規律に従って、裁判官が判断することになるのは、定型書式以外の書面等と同じである。

イ また、以前は、閲覧・謄写請求時に、書面等の提出者に対し、閲覧・謄写についての意向を確認する取扱いであったが、東京家裁では、「非開示の希望に関する申出書」の利用を開始した平成24年9月3日以降に申し立てられた事件については、同申出書が添付されていない書面等は、閲覧・謄写許可に異議がないものとして扱い、閲覧・謄写請求時に改めて提出者に意向を確認することはしていない。新法施行後も、原則として、同様の扱いとする。

（3） 他方当事者への交付（送付）

第1回調停期日前に相手方に送付する書面は、原則として申立書の写しのみであり、申立書とともに提出された相手方交付用の「証拠」資料等は、第一回調停期日で交付することとしている。なお、裁判官が事案に応じて、第一回調停期日前に、「証拠」資料等を送付する場合もある。

他方当事者に資料等を交付すべき事件類型（経済事件など）において、「非開示の希望に関する申出書」を資料に添付する場合にも、他方当事者交付用の資料を提出する必要がある。そもそも、経済事件において「非開示の希望に関する申出書」を利用することは、通常、想定し難いが（住所等についてはマスキング処理による対応を検討すべきである。）、「非開示の希望に関する申出書」が添付された資料については、直ちに他方当事者に交付することとはせず、裁判官において交付の可否を検討することになる。必要に応じて、提出者に対し非開示希望の撤回を促す場合もあり得る。

6 家事審判事件(別表第二事件)について

(1) 事実の調査(法 56)と通知(法 70)

裁判所は、当事者等から提出された資料や家庭裁判所調査官による調査等について事実の調査を行った場合には、特に必要がないと認める場合をのぞき、その旨を当事者等に通知する。これは審判手続において、判断の基礎となる資料等に対する閲覧・謄写の機会を確保する趣旨であり、手続保障の重要な規定といえる。そして、審判事件の記録についての閲覧・謄写請求は、法 47 条 4 項の例外事由に該当しない限り許可されることと相まって、当事者は、審判の基礎となる資料を見る機会を与えられ、希望すれば見ることができるという制度設計になっている。ただし、審判手続においては、当事者間で提出書類を相互に交付するという現在の運用を施行後も維持する予定であるため、審判手続で当事者から提出された書面について、閲覧・

謄写の請求が行われる場面は事実上限られると考えられる。

(2) 調停時に提出した書類等と審判記録との関係

裁判所は、審判の基礎となる資料の収集を職権で行う必要があること(法 56 I)から、調停段階で提出された資料等を審判の基礎とするためには、調停事件の記録について「事実の調査」を行い、その旨を審判期日等で通知することになる。前述のように、調停段階から、「証拠」資料に番号が付されて、資料説明書が提出されていれば、不成立期日の際に、これらを利用して簡便に、他方当事者への交付の有無を確認することができ、裁判官において交付されていない資料の写しの交換を促したり、当事者において、閲覧・謄写の範囲を特定する等の観点からも有益といえる。

(3) その他の主な改正内容

陳述の聴取(法 68)、審問(法 69)、審理の終結(法 71)、審判日(法 72)。

結 び

以上、本研修会における本多智子裁判官の御講演内容の要旨を紹介させていただきましたが、紙幅の関係上、また、本多智子裁判官より多数の定型書式モデルを参考資料として御提供いただき、当日はこの参考資料に沿った御講演をいただいたため、十分な紹介をさせていただくことができなかった部分もありましたが、この点は何卒御容赦いただきたいと存じます。家事事件手続法の施行を目前に控えた時期に、家事事件の第一線で活躍されている裁判官より、分かりやすく且つ実務上大変有益な御講演をいただき、極めて充実した研修会となりました。本報告が本研修会に出席されなかった会員の皆様の参考にしていただければ幸いです。なお、東京三弁護士会では、東京家庭裁判所と意見交換会を開催しておりますので、御講演内容に関する質問については、東弁会員は司法調査課(担当:家事事件手続法の運営に関する東京家裁と三会の意見交換会事務局 TEL 03-3581-2207)までお問い合わせいただければと存じます。

御多忙のところ、本研修会のため長時間にわたり御講演いただいた本多智子裁判官及び本研修会の開催に御理解・御協力いただいた東京家庭裁判所の皆様にこの場をお借りして心よりあつく御礼申し上げると共に、最後に、本多智子裁判官のメッセージを御紹介申し上げ、本報告を結ばさせていただきます。

「手続の透明性を確保し、事案に応じて柔軟に手続を活用していくことに加え、何よりも紛争当事者の心情を理解し、その心と心をつないでいくことが求められる家事調停において、手続代理人弁護士は心強い存在です。裁判所と手続代理人とが、それぞれの役割を果たしながら、法的な分析を踏まえた見通しをもち、解決のための具体的な目的や意識を共有していくことにより、当事者の自主的な紛争解決能力を引き出し、条理にかなない、実情に即した適正妥当な合意の成立を目指していくことができるようになると思います。」

(別紙1)

調停・審判事件(一般調停・別表第二・合意に相当する審判事件)の定型書式一覧表

○ 各書式のホームページへの掲載

「裁判所・最高裁判所」トップページ→「各地の裁判所」→「東京家庭裁判所」→「裁判手続を利用する方へ」→「手続案内」→「家事事件の申立てで使う書式等」→「調停」にワード・エクセルファイルで下記各種定型書式を掲載(③の相手方用, ④, ⑦の相手方用, ⑧の相手方用及び⑩を除く。)

◇ <http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/tetuzuki/svosiki02/index.html> ◇

◎当該事件類型専用の書式。○その他の事件類型に共通の書式。

○ 事件類型ごとの定型書式

○ 事件類型ごとの定型書式		①申立書	②事情説明書 (申立人用)	③手続説明書面 (申立人用・相手方用)	④答弁書(調停用・審判用)		
夫婦関係や男女関係	夫婦関係調整(円満)	◎(全国共通)	◎(子についての事情説明書も含む。)	◎	◎		
	夫婦関係調整(離婚)		◎				
	内縁関係調整		◎(同上)	◎	◎		
	婚姻費用の分担請求	◎(全国共通)	◎	◎	◎		
	財産分与請求	◎	◎	◎	◎		
	年金分割	◎(全国共通)	/	◎	◎(審判用・照会書)		
	慰謝料請求	○		◎	○		
	離婚後の紛争調整			◎			
	協議離婚無効確認			◎			
関親関係族	扶養請求			◎			
	親族関係調整			◎			
	親子関係			親子関係不存在確認		◎	◎
嫡出否認				○		◎	○
認知		◎					
離縁		◎					
親権者変更(死亡・行方不明型を除く)		◎(全国共通)	◎	◎			
親権者変更(親権者死亡・行方不明型)			◎(申立人用)	/			
養育費請求		◎(全国共通)	◎	◎			
面会交流		◎(全国共通)	◎	◎			
子の監護者の指定		○	/	◎	○		
子の引渡し		◎					
相続関係	遺産分割	◎	◎	◎	◎		
	寄与分を定める処分	◎	/	◎	○		
	遺留分減殺による物件返還請求	◎		◎			
	遺産に関する紛争調整	◎		◎			
	○	/		/			

○ 全事件類型に共通の定型書式

⑤連絡先等の届出書	○
⑥非開示の希望に関する申出書	○
⑦連絡先届出書等説明書面(申立人用・相手方用)	○
⑧進行に関する照会回答書(申立人用・相手方用)調停用*	遺産分割・寄与分 上記以外の事件
⑨手続代理人等目録	◎
⑩資料説明書(本人用)	記載事項の説明書 書式
	○

* 審判を申し立てた場合でも調停に付されるケースがあるため提出する。

○ なお, 上記①, ⑤及び⑥の各書式については記載例も併せて上記ホームページに掲載しています。

(別紙2)

調停・審判事件(一般調停・別表第二・合意に相当する審判事件)における書面の提出方法等一覧表

○ 一般調停及び別表第二の調停事件		提出の可否等	提出通数	第1回期日前の送付の有無	他方当事者への交付の有無	閲覧謄写の規律と取扱い＊1		
						調停段階 (法254Ⅲ、Ⅵ)	審判段階 (法47Ⅲ、Ⅳ)	
申立書(申立人) (別紙1の①)		◎必ず提出(非開示の希望に関する申出書を添付することは想定されていない。) ◇遺産分割については遺産目録、年金分割については情報通知書等を添付する(規則102、120、127)。	裁判所用1通及び相手方人数分の写し(規則47、127)	◎原則送付(法256Ⅰ) 調停の円滑な進行を妨げるおそれがあると認められる場合には例外的に送付せず、事件係属通知を行う(同項ただし書)。		不送付の場合は原則として許可しない取扱い＊1		
事情説明書(申立人) (別紙1の②)		◎事情説明書書式がある事件類型については必ず提出(非開示の希望に関する申出書を添付することは想定されていない。)	裁判所用1通	×送付しない。	×調停段階では交付しない。	「相当と認める」場合に許可(法254Ⅲ)	当事者については例外事由(法47Ⅳ)に当たらない限り許可	
連絡先等の届出書(双方) (別紙1の⑤)		◎必ず提出	同上	×送付(交付)しない。		非開示の希望に関する申出書が提出されている場合には原則として許可しない取扱い。		
進行に関する照会回答書(双方) (別紙1の⑧)		◎必ず提出(非開示の希望に関する申出書を添付する必要はない。)	同上	×送付(交付)しない。		原則として閲覧謄写の対象外。＊1		
答弁書(相手方) (別紙1の④)		◎必ず提出(非開示の希望に関する申出書を添付することは想定されていない。)	裁判所用1通(他方当事者への交付を希望する場合にはその人数分)	×送付しない。	○希望があれば、原則として交付する。	「相当と認める」場合に許可	当事者については例外事由(法47Ⅳ)に当たらない限り許可	
「主張」書面・「証拠」書類・資料説明書＊2(双方)	一般調停、別表第二の調停事件(いわゆる経済事件を除く)	○必要に応じて提出(「主張」書面及び資料説明書に非開示の希望に関する申出書を添付することは想定されていない。) ◇経済事件における収入関係資料、財産関係資料は申立時に提出するのが望ましい(規則37Ⅱ、127参照)。		×送付しない。 △ただし、進行に有益な書類が他方当事者交付用の写しとともに提出されているなど、裁判官の判断により送付する場合もある。				◎交付する。＊3
	いわゆる経済事件(婚姻費用、養育費、財産分与、年金分割、扶養、遺産分割、寄与分)							
	合意に相当する審判(法277)							
非開示の希望に関する申出書(双方) (別紙1の⑥)		○必要に応じて提出＊4	該当書類ごとに、当該書類等の上にステッカーで付けて提出(裁判所用1通)。					

○ 別表第二の審判先行事件	書面の提出方法(要否, 通数等), 他方当事者への送付等	閲覧謄写の 規律と取扱い (法47Ⅲ, Ⅳ) *1
申立書, 事情説明書, 答弁書, 「主張」書面, 「証拠」書類, 資料説明書	いずれも裁判所用1通の他, 他方当事者用の写しをその人数分提出し, 送付又は交付する(申立書の原則送付につき法67Ⅰ)。ただし, 非開示の希望に関する申出書が添付されている「証拠」書類の送付(交付)は, 裁判官が個別に判断する(送付する場合には予め連絡する。)。なお, 年金分割審判は答弁書に代えて「照会書」による書面照会を実施する予定。親権者変更(親権者死亡型・行方不明型)は答弁書の提出を求める運用はしない。	当事者については例外事由(法47Ⅳ)に当たらない限り許可
連絡先等の届出書, 進行に関する照会回答書, 非開示の希望に関する申出書	いずれも裁判所用1通を提出すれば足り, 他方当事者への交付又は送付はしない。進行に関する照会回答書は調停用の書面であるが, 調停に付される場合もあるため提出する。	上記審判段階欄の記載と同じ。*1

- *1 最終的には裁判官が当該書面に記載された内容をみて判断する。上記方針は, 書面のタイトルに沿った記載がされている場合の一般的な取扱いであり, これと異なる場合もあり得る。
- *2 手続代理人弁護士が選任されている事件は, 全ての事件について, 「証拠」書類に符号(甲, 乙など), 通し番号を付け, 資料説明書(「証拠」書類の標目, 作成者, 「立証」趣旨等を記載した書面)を提出していただくことを考えている。
また, 当事者本人についても, 事件類型, 事案の内容, 紛争性, 進行の見通し, 当事者の属性等に応じて, 比較的早期の段階から「証拠」書類への付番及び資料説明書の作成を求めることを検討している。
- *3 非開示の希望に関する申出書が添付された書類等の写しを予め送付することはないが, 裁判官の判断によって, 他方当事者用の写しを交付することはあり得る。その場合には, 事前に提出者に交付する旨を連絡する。
- *4 非開示の希望に関する申出書はマスキング処理をすることができない書類に添付する。ファクシミリ不可。